

農耕トラクタの特殊車両通行許可のエリア一括申請 Q&A

整理No	対象資料番号	質問内容	回答
1	資 ー	要望主体の農業関係団体に想定されている範囲を具体的に示されたい。(JA、コントラクター、TMRセンター、農地適格所有法人など)	要望先の道路管理者（市町村）の全部又は一部を含む地域における農業関係団体全般を想定しており、特定の団体を想定したものではありません。
2	質 ー	エリア一括での特殊車両通行許可申請は走行する農耕トラクタと作業機の組み合わせ毎に必要か。	<p>【けん引式の作業機の場合】 農耕トラクタと作業機の組み合わせ毎に申請していただく必要があります。</p> <p>【装着型の作業機の場合】 特殊車両通行許可を受けた農耕トラクタと作業機の組み合わせよりも、車両諸元が大きくなる場合は、改めて特殊車両通行許可が必要となります。</p> <p>具体的には、作業機Aを装着した状態で特殊車両通行許可（以下「許可A」）を受けた農耕トラクタが、作業機Bを装着して公道を走行する場合は、作業機Bを装着した状態の農耕トラクタの寸法・重量が、許可Aの寸法・重量を超える場合は、改めて特殊車両通行許可申請を行う必要があります。超えない場合は必要ありません。</p>
3	質 ー	エリア一括申請の対象エリア内であっても、通行する経路のみ独立して、個別に申請をすることができると理解してよろしいか。	エリア一括申請の対象エリア内であっても、エリア一括ではなく経路で特殊車両通行許可申請していただいても問題ありません。
4	質 ー	同じ地域内で一部経路の重なる複数パターンのエリア一括申請は可能か。	制度上の制約はありませんが、審査機関の事務負担が増えることが想定されるため、各道路管理者にて判断されることになります。
5	質 ー	許可に係るトラクタとトレーラの連結ではない車両を通行させている場合は、無許可（車両連結違反）になるのでしょうか。 当該違反行為は、道路法第47条第1項括弧書き（他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。）に該当するため、第47条の2第1項の規定違反になるとの理解でよろしいでしょうか。 別紙「特殊車両通行許可制度について（令和3年2月国土交通省北海道開発局）」No.16に記載があります。	車両制限令第2条第1号に規定される車両は、トラクタ及びけん引されている車両（トレーラ）それぞれについて、走行する際の組合せにより特殊車両通行許可が必要となりますので、許可を得ている以外の車両の組合せで道路を走行した場合には、貴見のとおり無許可（車両連結違反）になります。
6		エリア申請を始めるにあたって、まず、どうしたらよいのか。	まずは、地元市町村の道路管理者（建設課など、道路を管理している部署）へ相談してください。道路の幅や交通量等を勘案して、エリア一括申請を導入できるか判断します。
7		エリアに複数道路管理者が混在していた場合は、どのような取扱いとなるのか。	まずは、地元市町村の道路管理者（建設課など、道路を管理している部署）へ相談してください。道路の幅や交通量等を勘案して、エリア一括申請を導入できるか判断します。要望するエリアに他の道路管理者が管理する道路が含まれている場合は、要望を受理した市町村の道路管理者から、他の道路管理者（北海道や国）へ協議がされます。
8		許可期間はどのようになるのか。	最長で2年間となります。
9		農耕トラクタでも許可証は携行しなければならないか。	交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。許可証はタブレット等で携行することも可能です。
10		エリア一括申請の手数料はいくらか	エリア一括申請対象エリア内の対象道路延長を26kmで除した値を通行経路数とみなし、みなし通行経路数×農耕トラクタ台数×200円が手数料となります。

(別紙)

農耕トラクタの特殊車両通行許可のエリア一括申請 Q&A

11		罰則はあるのか	許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、違反した者等に対しては、道路法第103条~105条により罰則が定められています。 この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。
12	資 1 - 3	エリア一括申請に含まれる経路がすべて通行可能であれば受理可なのか。 エリアに通行ができる路線、できない路線が混在する場合の判定は受理不可になるか。	農業関係団体からエリア一括申請導入の要望を受けた道路管理者（市町村）が、要望のあった箇所の、道路構造、交通量、農耕トラクタの寸法等を踏まえ、交通の危険防止が図られること及び要望を受けた道路管理者の審査体制、想定される申請数等を踏まえ、円滑な審査体制が図られるかを助案し、判断することになります。
13	質 1 - 3	任意の団体が農業関係団体にあてはまる、あてはまらないの規定はあるか。 JA等のほかに生産組合や農業組合法人はエリア一括申請を行えるのか。	要望先の道路管理者（市町村）の全部又は一部を含む地域における農業関係団体全般を想定しており、特定の団体を想定したものではありません。